

# 猶予 (待ってもらう)

各種納入金を納期限までに納付することが困難な場合、支払いの猶予に関する相談を受け付けています。相談できる場合 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の急減や財産の損失などが認められる場合

区分	相談窓口
税金	個人市・道民税、法人市民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税 税務課納税グループ
保険料	国民健康保険料、後期高齢者医療保険料 介護保険料 国保医療助成課保険料収納グループ 高齢介護課介護保険グループ
使用料	水道料金、下水道使用料 水道料金等お客様サービスセンター 市営住宅使用料 建築課住宅管理係
その他	保育料 市教委子ども課保育幼稚園係 (市役所本庁) 学校給食費 市教委学校給食課 (緑が丘5) ☎ 22局 4008 普通財産貸付料 財政課財産管理グループ

# 事業者向けの支援

新型コロナウイルス対策資金		
資金用途	運転資金 (短期)	運転資金 (長期)
融資対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内で事業を営む中小事業者など</li> <li>●事業が北海道信用保証協会の保証対象業種であること</li> <li>●市税などの滞納がないこと</li> <li>●中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく特定中小企業者であること</li> </ul>	
融資限度額	100万円～500万円	100万円～1億円
融資期間	1年以内	15年以内 (据置2年以内)
貸付利率	固定 1.47% (短期プライムレート)	変動 1.35% (長期プライムレート +0.3%)
償還方法	一括	割賦
利子補給	全額、市が補給	3年間全額、市が補給
保証料補給	全額、市が補給	なし
取扱金融機関	北海道銀行岩見沢支店、北洋銀行岩見沢中央支店、空知信用金庫 (本店、幌向支店、栗沢支店)、北門信用金庫岩見沢支店、空知商工信用組合岩見沢支店	
※利子、保証料の補給額は100円未満切り捨て。 問合せ先 商工労政課		

# 拡充しました

## 小規模事業者等経営サポート給付金

対象	次の要件を全て満たす方 ●市内に本社を有する法人または市内に在住する個人事業主 (市内に店舗などを有すれば、市外の法人、個人事業主も可) ●令和2年3月31日までに創業した事業者 ●宿泊業・飲食業を営む中小企業者、またはそれ以外の業種を営む小規模事業者 ●新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年1月から12月までのうち、ひと月の売上げが前年同月比で20%以上減少している事業者 ●令和元年の売上げ、宿泊業・飲食業においては、20万円以上の者、その他の業種においては、10万円以上の者(令和元年～令和2年3月までに創業した者を除く) ※個人農業者、医師、歯科医師、助産師、協同組合、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、医療・宗教・学校・農業・社会福祉法人、任意団体は対象外です。
給付額	●宿泊業・飲食業を営む者 30万円 ●それ以外の業種を営む小規模事業者 20万円
受付期間	令和3年1月29日(金)まで
申請方法	次の必要書類を郵送で提出してください ●市ホームページからダウンロードまたは市役所本庁、北村・栗沢両支所、岩見沢商工会議所、いわみざわ商工会で配布する申請書 ●2019年分の確定申告書類の写し (月別売上表含む) ※月別売上表のない方は、年間売上げを12で除した額を月額売上げとします。 ●2020年の減収月の事業収入額を示した帳簿などの写し ●通帳の写し (銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・口座名義が分かるもの) ●本人確認書類 (個人事業主のみ) ●市内に店舗などがあることが分かる書類 (市外の事業主のみ)
申請・問合せ先	〒068-8686 岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 岩見沢市経済部商工労政課

# 新型コロナに負けない

# 新型コロナウイルスの影響を受けた方への給付や貸し付けなど支援のまとめ

※内容は概要のみを掲載しています。詳しくは各担当窓口にお問い合わせください。

# 手続き漏れはありませんか？

特別定額給付金	対象者 令和2年4月27日に住民基本台帳に記録されている方 支給額 1人につき10万円 受付期間 8月26日(水)まで	特別定額給付金担当 ☎ 22-8400
住居確保給付金	対象者 次の全てを満たす方 ●離職、廃業から2年以内の方または給与などを得る機会が、当該個人の責任に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある方 ●金融資産と収入基準額の両方が基準となる金額を超えていない 支給額 (上限額) 30,000円～47,000円 (世帯人数によります)	岩見沢市生活サポートセンターりんく ☎ 25-5200
傷病手当金 (国民健康保険) (後期高齢者医療制度)	対象者 次の全てを満たす方 ●岩見沢市国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している ●給与の支払いを受けている ●新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われ、療養のため働くことができず、給与の全部または一部を受けることができない ●4日以上仕事を休んでいる 支給額 直近3カ月間の給与と収入の合計額÷直近3カ月の就労日数の合計×3分の2×支給対象日数	国民健康保険は、国保医療助成課 国保グループ 後期高齢者医療制度は、国保医療助成課 医療助成グループ

# 給付 (もらえる)

# 減免 (減らしてもらう)

国民年金保険料【免除など】	対象者 次の要件を全て満たす方 ●令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響で業務が失われたなどにより収入が減少した ●令和2年2月以降の所得状況からみて、当年中の所得見込額が、国民年金保険料免除などの基準相当になることが見込まれる	市民サービス課 年金係	
介護保険料【減免】	対象期間 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限 (特別徴収は対象年金の支払日) が設定されている保険料 (令和2年1月以前分の保険料の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合を除く)	減免基準 ●その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った方 全額免除 ●主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、一定の要件を満たす方 対象保険料額の10分の8または全部を減免	高齢介護課 介護保険グループ
国民健康保険料 後期高齢者医療保険料【減免】	対象者 次の要件を全て満たす方 ●その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯 全額免除 (後期高齢者医療制度は、同一世帯に属する被保険者の保険料額の全部) ●主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、一定の要件を満たす世帯 対象保険料額の10分の2から全部の範囲で減免	国保医療助成課 保険料収納グループ	

# 貸付 (借りる)

緊急小口資金	対象者 休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯 貸付額 ●学校などの休業、個人事業主などの特例の場合 20万円以内 ●その他の場合 10万円以内	岩見沢市社会福祉協議会 ☎ 22-2960
総合支援資金	対象者 収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 貸付額 ●単身 月15万円以内 ●2人以上 月20万円以内	
ひとり親家庭生活支援資金	対象者 欠勤などにより収入が減少した児童扶養手当受給者 (全部支給停止者および生活保護受給者は対象外) 貸付額 20万円以内 (1万円単位)	福祉課 児童福祉グループ

# その他

市営住宅への入居の特例【免除】	対象者 解雇、離職などにより、現に入居している住居 (寮、社宅、民間アパートなど) からの退去を余儀なくされる方 入居期間 申請日の翌月末まで (1年を超えない範囲で延長可) 家賃 申請日の翌月末までの家賃は全額免除	建築課 住宅管理係
-----------------	--	-----------